

# 就業通知書

年 月 日

会員番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 様

公益社団法人  
福山市シルバー人材センター  
理事長

貴方は、公益社団法人福山市シルバー人材センター適正就業取扱基準第3条（就業期間等）第1項により、次の就業先で新規就業されますよう通知します。

ただし、第4条第2項の規定により、最初の1か月間を試用就業期間と定めておりますので、その期間において貴方の就業状態等によっては就業を取り消す場合があることをご了承ください。

1. 就業場所 \_\_\_\_\_

2. 業務内容 \_\_\_\_\_

3. 就業期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考 (1) 自己都合等により就業できない場合は、年 月 日 ( ) までに事務局 (953-5222) へ連絡をしてください。

(2) 適正就業取扱基準第6条に規定する行為（センターの信用を損なう行為、職員やグループリーダーの指示に従わなかった場合等）があった場合は、就業を中止させることがあります。

(3) 上記ただし書きの「試用期間」に関わる内容については、新規就業者に適用するものです。

(4) 就業期間の開始年月日の「日」は、事務整理上「1日」にしています。